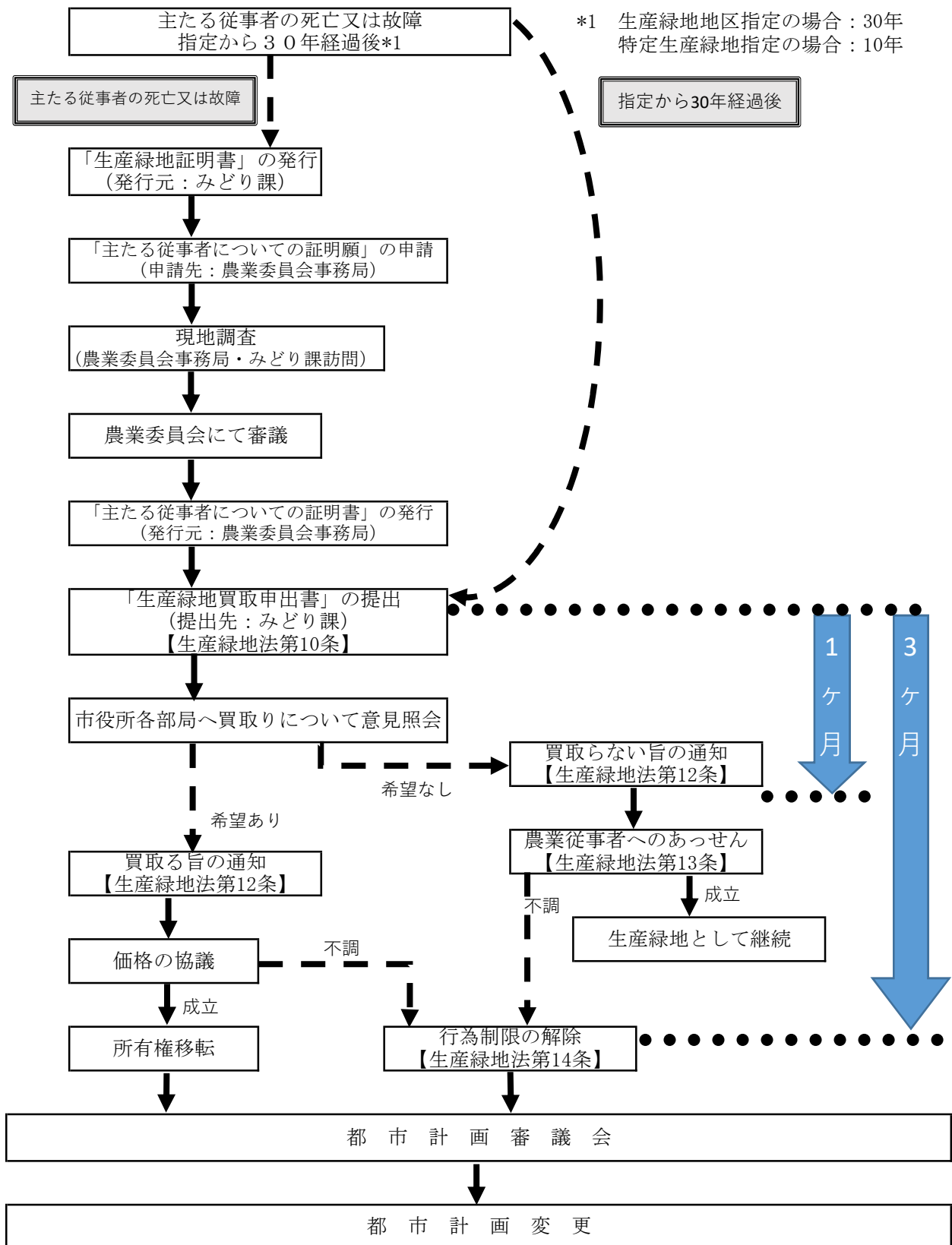


生産緑地地区の買取申出（指定解除）の流れ



※買取申出を行う場合は、土地所有者様やご家族様より直接お話を伺い、解除するメリット・デメリットについてお話をさせていただき対応を取っております。
調査等を請負っている業者様におかれましては、土地所有者様やご家族様にその旨をお伝えいただき一度ご来庁していただきますようお願いいたします。